

# 令和元年度和歌山県国民健康保険特別 会計の決算見込みについて

令和2年10月1日  
和歌山県福祉保健部健康局国民健康保険課

# 国民健康保険財政について

## 後期高齢者医療制度

約16兆円

- ・75歳以上
- ・約1,800万人
- ・保険者数:47(広域連合)

75歳

前期高齢者財政調整制度(約1,680万人)約7兆円(再掲)※3

65歳

### 国民健康保険

(都道府県・市町村国保

+国保組合)

- ・自営業者、年金生活者、非正規雇用者等
- ・約3,170万人
- ・保険者数:約1,900

約9兆円

### 協会けんぽ(旧政管健保)

- ・中小企業のサラリーマン
- ・約4,070万人
- ・保険者数:1

約6兆円

### 健康保険組合

- ・大企業のサラリーマン
- ・約2,830万人
- ・保険者数:約1,400

健保組合・共済等 約5兆円

### 共済組合

- ・公務員
- ・約850万人
- ・保険者数:85

※1 加入者数・保険者数、金額は、令和元年度予算ベースの数値。

※2 上記のほか、法第3条第2項被保険者(対象者約2万人)、船員保険(対象者約10万人)、経過措置として退職者医療(対象者約4万人)がある。

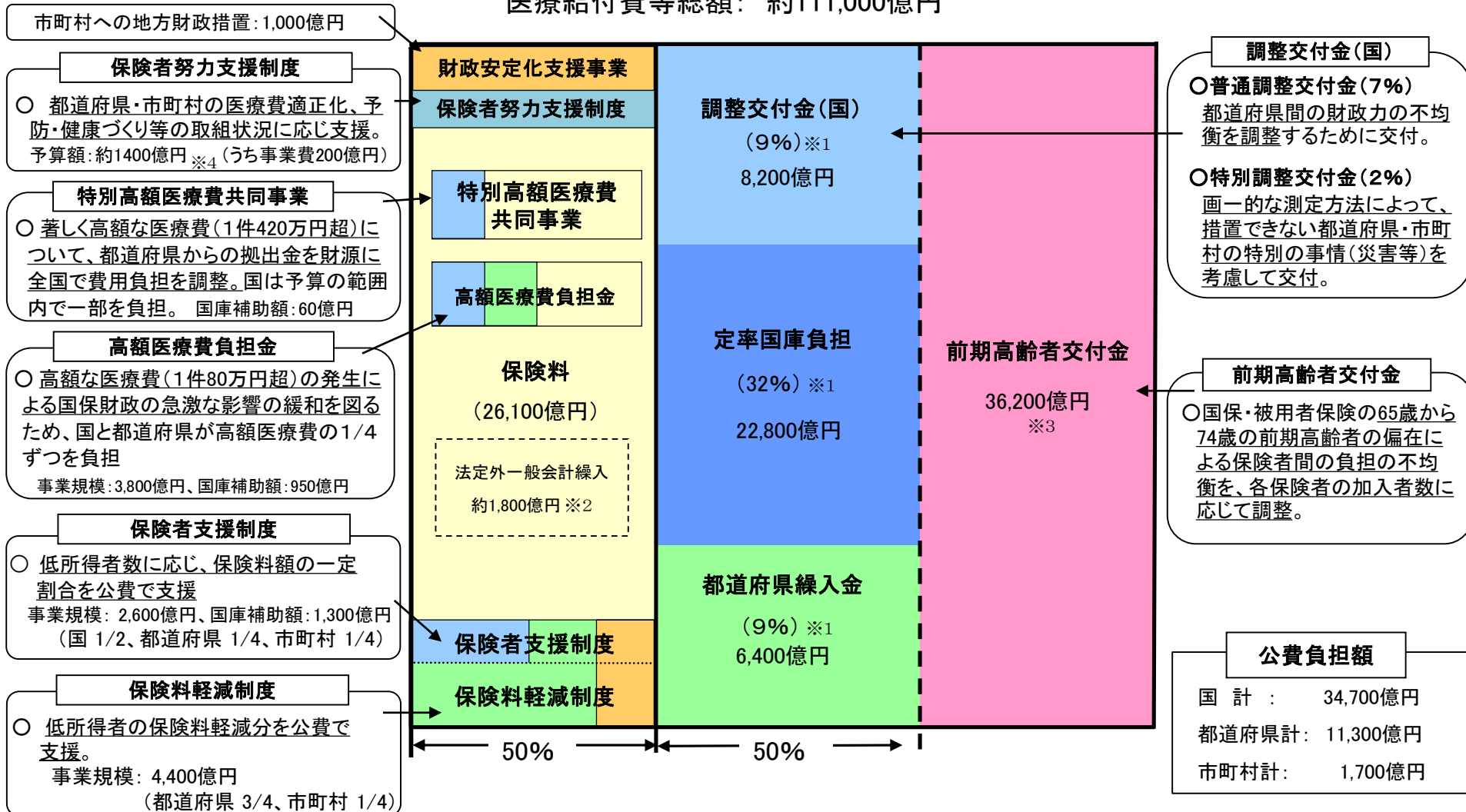
※3 前期高齢者数(約1,680万人)の内訳は、国保約1,250万人、協会けんぽ約320万人、健保組合約90万人、共済組合約10万人。

100億円  
単位

# 令和2年度の国保財政

(令和2年度予算案ベース)

医療給付費等総額：約111,000億円



※1 それぞれ保険給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある  
 ※2 平成29年度決算における決算補填等の目的の一般会計繰入の額  
 ※3 退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる  
 ※4 令和2年度は、平成29年度に特例基金に措置した500億円のうち残330億円は取り崩ししない

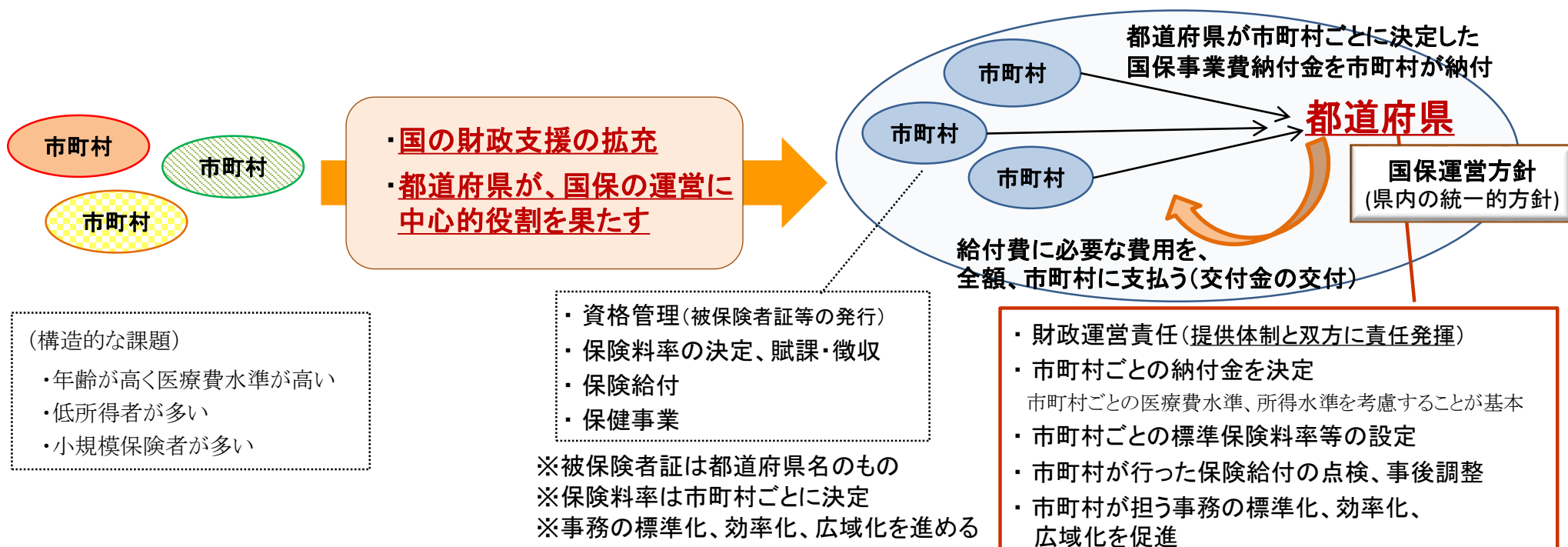
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の  
**国保運営に中心的な役割**を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、**国保の運営方針**を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、**地域におけるきめ細かい事業**を引き続き担う

【改革前】市町村が個別に運営

【改革後】都道府県が財政運営責任を担う  
など中心的役割



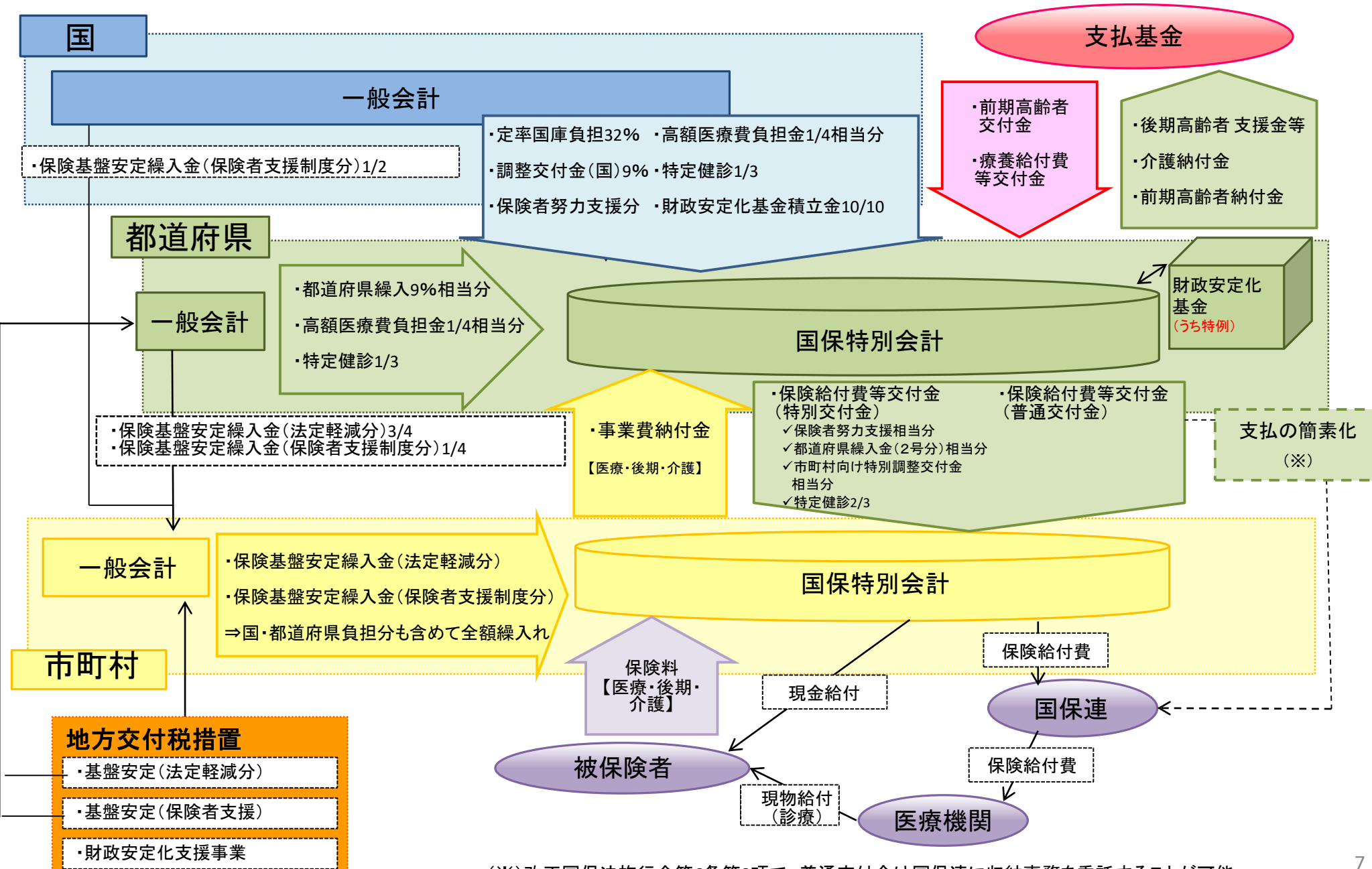
なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

改革の方向性

<p>1. 運営の在り方 (総論)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う</li> <li>○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化</li> <li>○ <b>都道府県が、都道府県内の<u>統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</u></b></li> </ul>	
	<p>都道府県の主な役割</p>	<p>市町村の主な役割</p>
<p>2. 財政運営</p>	<p><b>財政運営の責任主体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村ごとの国保事業費納付金を決定</li> <li>・ 財政安定化基金の設置・運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>国保事業費納付金を都道府県に納付</b></li> </ul>
<p>3. 資格管理</p>	<p>国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進</p> <p>※4. と5. も同様</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民と身近な関係の中、資格を管理(<b>被保険者証等の発行</b>)</li> <li>※<b>被保険者の住所要件は都道府県単位</b></li> </ul>
<p>4. 保険料の決定 賦課・徴収</p>	<p>標準的な算定方法等により、<b>市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>標準保険料率等を参考に保険料率を決定</b></li> <li>・ 個々の事情に応じた賦課・徴収</li> </ul>
<p>5. 保険給付</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い</b></li> <li>・ 市町村が行った保険給付の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>保険給付の決定</b></li> <li>・ 個々の事情に応じた窓口負担減免等</li> </ul>
<p>6. 保健事業</p>	<p>市町村に対し、必要な助言・支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施</b> (データヘルス事業等)</li> </ul>

# 都道府県単位化後の国保財政の基本的な枠組み

(※)厚生労働省資料



(※)上記のほか都道府県繰入金等にも措置。

(※)改正国保法施行令第6条第8項で、普通交付金は国保連に収納事務を委託することが可能。

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

⇒ 都道府県は、年度ごとに国保特別会計の収支の均衡を図り、市町村の健全な運営に資するようキャッシュフローを確保。

※必要以上に黒字幅や繰越金を留保することがないよう市町村の財政状況を見極めつつ、バランスの良い財政運営。

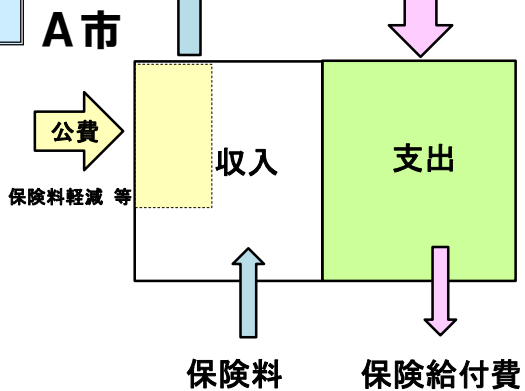
○ 市町村は、国保財政を持続的・安定的に運営していくため、原則として必要な支出は、公費や保険料、都道府県からの保険給付費等交付金で賄われることにより、年度ごとに国保特別会計の収支の均衡を図り、財政運営の健全化を図る。

※ 市町村は、国保特別会計に新たな赤字が発生した場合、国保が短期保険であることに鑑み、速やかに赤字の削減・解消を図る。

## 都道府県の国保特別会計



## 市町村の国保特別会計



### ①普通交付金

保険給付に必要な費用を、全額、市町村へ交付

### ②特別交付金

災害等による保険料の減免額等が多額であることや、市町村における保健事業を支援するなど、市町村に特別な事情がある場合に、その事情を考慮して交付

## ●都道府県国保特別会計【歳出】国提示科目例(※款のみ抜粋)

款	款名称	款	款名称
01	総務費	08	保健事業費
02	保険給付費等交付金	09	基金積立金
03	後期高齢者支援金等	10	公債費
04	介護納付金	11	諸支出金
05	病床転換支援金等	12	繰出金
06	共同事業拠出金	13	予備費
07	財政安定化基金支出金		

## ●都道府県国保特別会計【歳出】組替例

款	款名称	項	項名称	目	目名称	事業目名称	
01	国民健康保険事業費	01	国民健康保険事業費	01	国民健康保険運営費	保険給付費等交付金 後期高齢者支援金等 前期高齢者納付金等 介護納付金 病床転換支援金等 共同事業拠出金 繰出金 財政安定化基金支出金 基金積立金	
					02	総務費	総務管理費
					03	予備費	予備費

○ 都道府県及び市町村の予算科目例は、平成29年10月30日付け国保課長通知「国民健康保険制度の改正に伴う財務の取扱」で提示。

○ 各自治体が定める他の特別会計の款項目の設定状況や、予算科目流用の実施を勘案したうえで、国が示している科目例とは異なる科目に適宜組替を行うことも可能。ただし、年報(B表:収支報告)様式は、国が示した8科目例に準拠。



# 令和元年度国民健康保険特別会計の決算見込みについて

# 令和元年度県国保特会の決算見込みについて

## ○概要

- ・ 決算見込額：（別紙【資料1-1】を参照）  
    【歳出】 1,038億22百万円  
    【歳入】 1,044億29百万円  
    ⇒約6億円の繰越金が発生見込み

## ○詳細

### <歳入>

- ①【国保事業費納付金】・・・317.1億円  
⇒平成30年度に市町村に提示済みの金額
- ②【国庫負担金】
  - ②-1：療養給付費等負担金・・・219.7億円  
⇒国からの確定通知が未着であるため、現時点の交付決定額を記載。  
交付済額の返還が発生する見込み。
  - ②-2：高額医療費負担金・・・8.7億円  
⇒高額医療負担金のうち、国が負担する割合（4分の1）についての負担金。
  - ②-3：特別高額医療費共同事業負担金・・・0.6億円
  - ②-4：特定健診等負担金・・・1.3億円  
⇒特定健康診査・特定保健指導に要する費用のうち、国が負担する割合（3分の1）についての負担金。

# 令和元年度県国保特会の決算見込みについて

## <歳入>

### ③【国庫補助金】

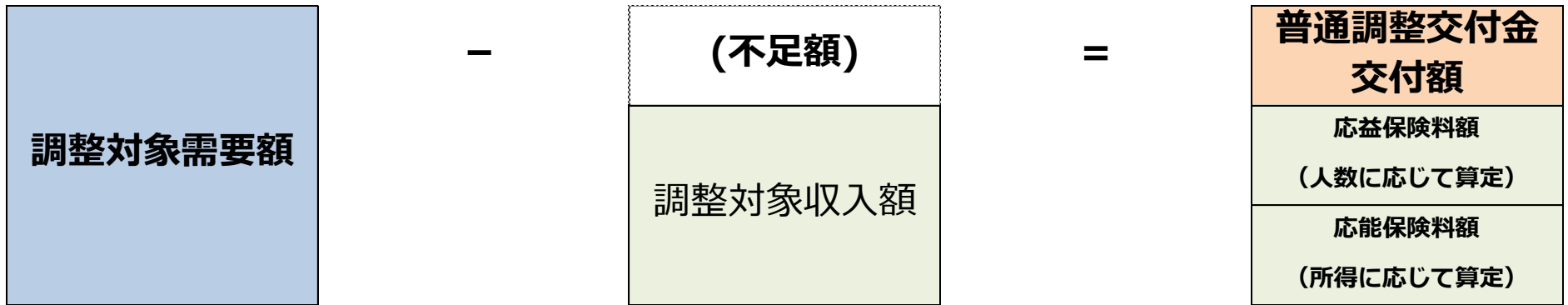
調整交付金

#### ③-1：普通調整交付金・・・89.6億円

現計予算額（納付金算定時）に比べて調整対象需要額が増加したことにより、普通調整交付金の交付額が増加（現計予算額：87.0億円）

# 令和元年度県国保特会の決算見込みについて

(ご参考) 普通調整交付金の算定方法概要



調整対象需要額は医療費（療養給付費等）、  
後期高齢者支援金及び介護納付金等

# 令和元年度県国保特会の決算見込みについて

## <歳入>

- ③-2：特別調整交付金・・・12.2億円
- ③-3：保険者努力支援制度交付金・・・7.3億円
  
- ④【療養給付費等交付金】・・・0.4億円  
決算時点での交付決定額で記載  
⇒実績報告に伴い、返還が発生
  
- ⑤【前期高齢者交付金】・・・302.0億円
  
- ⑥【特別高額医療費共同事業交付金】・・・1.1億円

# 令和元年度県国保特会の決算見込みについて

## <歳入>

### ⑧【県一般会計繰入金】

#### ⑧-1：特定健診等負担金・・・1.3億円

⇒特定健康診査・特定保健指導に要する費用のうち、都道府県が負担する割合（3分の1）についての繰出。

#### ⑧-2：保険給付費等交付金・・・56.8億円

県繰入金（保険給付費等交付金分）

保険給付費等の算定対象額のうち、9%を県一般会計から国保特別会計へ繰り入れるもの。

#### ⑧-3：高額医療費負担金・・・8.7億円

⇒高額医療負担金のうち、都道府県が負担する割合（4分の1）についての繰出。

#### ⑧-4：その他・・・131万円

⇒一般管理費等にかかる一般会計から国保特別会計への繰出。

# 令和元年度県国保特会の決算見込みについて

## <歳入>

### ⑨【基金繰入金】

#### ⑨-2：特例基金繰入金・・・0.5億円

財政安定化基金の特例分を激変緩和財源に充当

## <ご参考>

和歌山県国民健康保険財政安定化基金の保有状況（R2.3末）

（単位：億円）

	H30末 残高	R1増減	R1末 残高	内容
財政安定化基金事業分	18.1	0.0	18.1	給付の増加や保険料の収納不足による財源不足に対応
特例基金事業分	5.7	-0.5	5.2	
激変緩和分	2.7	-0.5	2.2	都道府県化に伴う保険料の激変緩和のための財源
財政基盤強化分	3.0	0.0	3.0	国保制度改革の円滑な施行のために必要な資金のための財源
合計	23.8	-0.5	23.3	

# 令和元年度県国保特会の決算見込みについて

## <歳出>

- ① 【保険給付費等交付金（普通交付金）】・・・801.0億円（【資料1-2】参照）  
⇒納付金算定時（779.0億円）に対し保険給付費が伸びたため、決算では約22億円の増
- ② 【保険給付費等交付金（特別交付金）】・・・20.6億円（【資料1-3】参照）  
⇒現計予算では、各市町村より報告のあった国特調見込値を反映。  
決算では、国特調・県繰入金分ともに確定値

## <特別交付金の内訳>

特別交付金の種類	(県)繰入金2号分	(国) (県) 特定健診等負担金	(国) 特別調整交付金				合計
			災害その他特別の事情	直営診療施設整備	市町村保健事業	保険者努力支援分	
金額 (億円)	6.3	2.7	6.6	0.1	1.1	3.8	20.6
内容	県の一般会計から繰り入れる財源のうち、市町村へ交付されるメニューの分	特定健診・保健指導の実施に要した国・県の負担分	国の特別調整交付金のうち、各市町村分に交付されるメニューの分（右記除く）	特別調整交付金のうち、直営診療施設整備事業に要した費用	特別調整交付金のうち、市町村の保健事業	保険者努力支援制度に基づく市町村への交付金	



# 令和元年度県国保特会の決算見込みについて

## <歳出>

- ③ 【介護納付金】・・・56.7億円
- ④ 【前期高齢者納付金】・・・0.6億円
- ⑤ 【後期高齢者支援金】・・・144.4億円  
⇒いずれも社会保障診療報酬支払基金より決定のあった額。
  
- ⑥ 【一般管理費】 【保健事業支援費】 【国保連合会負担金】 【国保運営協議会費】  
⇒これらの事業の合計で約1220万円の支出  
(事業費として支出)
  
- ⑦ 【特別高額医療費共同事業費拠出金】 【同・事務費拠出金】・・・合計約1.1億円  
⇒国保中央会より決定のあった額

# 令和元年度県国保特会の決算見込みについて

## ○留意事項

- ・繰越金について：  
県国保特会全体では、約1.8億円（令和2年度納付金減算財源4.2億円除く）の繰越金が発生。

一方、令和2年度に返還が発生する項目として、

- ・療養給付費等負担金の、県→国への返還
- ・R2年2月診療分確定に伴う普通交付金の再確定による市町村からの返還

があるため、令和3年度の納付金算定における基金取崩額（納付金の加算項目）又は繰越金（納付金の減算項目）の規模及びその処理方法については、納付金算定額とともに提示の予定。

